

第3回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年9月20日(水) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	山本信男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	渡邊康志
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一		
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(1名)

8	山田耕二						
---	------	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第15号 農地転用事業計画変更申請について
- 日程第5 議案第16号 非農地証明願について
- 日程第6 議題第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第3回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を谷口会長からいただきたいと思いを。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>13</u>名であります。</p> <p><u>山田農業委員、岡本推進委員、</u>より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第3回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>5番 中本 誉 委員、6番 兵頭 正男 委員、</u>以上の両委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、山下展輝委員より説明願います。</p>
山下委員	<p>失礼します。議席番号10番 山下です。</p> <p>議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第13号 順位1番 説明】</p>
山下委員	<p>9月14日に譲受人、毛利推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。</p>
	<p>【調査書に基づき、議案第13号 順位1番 説明】</p>
山下委員	<p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、山下委員からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。</p>

	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位2番について、中本 誉委員より説明願います。
中本委員	失礼します。議席番号5番 中本です。 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第13号 順位2番 説明】
中本委員	9月14日に譲渡人、毛利推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第13号 順位2番 説明】
中本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位3番について、中本 誉委員より説明願います。
中本委員	失礼します。議席番号5番 中本です。 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第13号 順位3番 説明】
中本委員	9月14日に譲受人、毛利推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第13号 順位3番 説明】
中本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番及び順位2番については、該当委員退出後に審議します。 また、順位1番及び順位2番については、関連案件であるため、まとめて説明していただき、それぞれ審議をいたします。
議長	浅野委員は退席願います。
	(浅野委員 退席)
議長	順位1番及び2番について毛利久志委員より説明願います。
毛利委員	失礼します。議席番号12番 毛利です。 議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第14号 順位1番 説明】
毛利委員	9月14日に譲渡人、譲受人2名、谷口農業委員、事務局2名、私の計7名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第14号 順位1番 説明】
毛利委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
毛利委員	続いて順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第14号 順位2番 説明】
毛利委員	9月14日に譲渡人、譲受人2名、谷口農業委員、事務局2名、私の計7名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第14号 順位2番 説明】
毛利委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 順位1番及び2番についてご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので、順位1番について採決いたします。 議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	続いて、順位2番について採決をします。 議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	事務局は浅野委員を呼んできて下さい。
	(浅野委員 着席)
議長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭 ^{ともゆき} 知幸委員に交代します
	(議長交代)
議長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位3番について、谷口雄記委員より説明願います
谷口委員	失礼します。議席番号14番 谷口です。 議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第14号 順位3番 説明】
谷口委員	9月14日に譲渡人、譲受人、申請代理人、田中推進委員、事務局2名、私の計7名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第14号 順位3番 説明】

谷口委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします
議長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	日程第4 議案第15号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、浅野剛志委員より説明願います。
浅野委員	失礼します。議席番号11番 浅野です。 議案第15号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第15号 順位1番 説明】
浅野委員	9月14日に当初計画者、毛利農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第15号 順位1番 説明】
浅野委員	以上により、計画変更しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、浅野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第15号「農地転用事業計画変更申請について」順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか
各委員	異議なし

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第15号「農地転用事業計画変更申請について」順位1番は許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸委員に交代します
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位2番について、谷口雄記委員より説明願います
谷 口 委 員	失礼します。議席番号14番 谷口です。 議案第15号「農地転用事業計画変更申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第15号 順位2番 説明】
谷 口 委 員	9月14日に継承者、申請代理人、田中推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第15号 順位2番 説明】
谷 口 委 員	以上により、計画変更しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第15号「農地転用事業計画変更申請について」順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第15号「農地転用事業計画変更申請について」順位2番は許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	日程第5 議案第16号「非農地証明願について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、中本 誉委員より説明願います。
中 本 委 員	議席番号5番 中本です。 議案第16号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第16号 順位1番 説明】

中本委員	9月14日に申請人の代理人、山下農業委員、毛利推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第16号 順位1番 説明】
中本委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第16号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第16号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することと決定させていただきます。
議長	日程第6 議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から26番までを一括審議し、順位27番以降は該当委員退席後に審議します。 順位1番から26番まで事務局より説明願ひします。
事務局	はい、それでは順位1番から読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第17号 順位1番から26番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、順位1番から26番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

	よる鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 2 6 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	中本委員は退席願います。
	（中本委員 退席）
議 長	それでは、順位 2 7 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 2 7 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 1 7 号 順位 2 7 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 2 7 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	（質問、意見等なし）
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 2 7 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 2 7 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は中本委員を呼んできてください。
	（中本委員 着席）
議 長	清家委員は退席願います。
	（清家委員 退席）
議 長	それでは、順位 2 8 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 2 8 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 1 7 号 順位 2 8 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 2 8 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	（質問、意見等なし）
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。

	議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位28番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位28番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は清家委員を呼んできてください。
	（清家委員 着席）
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第3回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	5 番
	6 番